

豊橋市監査公表第7号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年10月10日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	梅 田 早 苗
同	本 多 洋 之

令和6年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措 置 結 果	措置通知日 年月日
健康部	こども保健課	142	指摘事項	【個人情報の取扱いについて】 妊婦健康診査について、豊橋市医師会との間で締結した個人情報の取扱いと同等の取扱いがなされていることを確認する必要があると考える。	妊婦健康診査は豊橋市医師会の構成員である各医師がそれぞれ属する医療機関を健診会場として実施している。医師や看護師をはじめとした医療従事者には、法令（刑法第134条、保健師助産師看護師法第42条の2等）で厳格な守秘義務が課せられており、平時より厚生労働省のガイダンスに従って適切に個人情報を取り扱うとともに、保健所による立入検査も定期的に行われるなど、本契約にて締結した個人情報の取扱いと同等の取扱いがされていることを令和7年3月に豊橋市医師会への聞き取りにて確認した。	R7.8.13
	こども保健課	146	指摘事項	【契約手続について】 母子健康手帳について、随意契約を行う場合には、一者随意契約理由書を作成し、承認された後に購入する必要があり、承認されない場合には、競争入札等を行うこととなるため、改善が必要と考える。	母子健康手帳の購入時における契約手続きについて、令和6年度包括外部監査を受検する中で随意契約に関する規定等を調べて整理した。その結果、本契約手続きにおいては一者随意契約理由書を作成することが必要であることを確認し、令和7年1月購入の母子健康手帳の契約手続きにおいて一者随意契約理由書を作成した。（承認、契約済みです）	R7.8.13
	こども保健課	144	意見	【アンケート結果の部署内の共有について】 産後ケア事業について、アンケート結果を通して、部署内で共有した資料を残し、翌年度以降の改善の要否の検討につなげるべきであると考え	回収したアンケートについて、集計結果をまとめたもの（令和5年度分）を令和7年2月に課内で情報共有するとともに、令和7年3月に課内で実施した令和7年度の産後ケア事業の改善等に向けた話し合いの場において活用した。その結果、より早い段階から制度を知ってもらうため、令和7年度版「豊橋市子育て情報ガイドブック」での当該事業の掲載場所を出産後から妊娠期のページ内に変更するなど周知方法の改善を図った。	R7.8.13